

○ 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について（昭和49年7月12日付け49構改B第1241号農林省構造改善局長通知）一部改正新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行（最終改正：平成28年3月30日付け27農振第2452号農林水産省農村振興局長通知）
<p>土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第7条第4項に規定する非農用地区域を定める土地改良事業（以下「非農用地関係土地改良事業」という。）を実施する場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）、農地法（昭和27年法律第229号）及び<u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u>（昭和46年法律第112号。以下「農村産業法」という。）との関係について、あらかじめ、各担当部局と十分調整を行う必要があるので、「土地改良法の一部を改正する法律の施行について（昭和48年2月8日付け48構改B第192号農林事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）」の記の第2の1の(3)のウ及び「土地改良法の一部を改正する法律の運用について（昭和48年2月8日付け48構改B第193号農林省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）」の別紙第1の1の(2)の規定に基づき、その具体的取り扱いを下記によることとしたから、ご了知のうえ非農用地関係土地改良事業の円滑な実施につき遺憾のないようにされたい。</p> <p>第1 非農用地区域の取扱い方針  3 関連制度との調整の考え方  (1) (略)  (2) <u>農振法</u>  (3) <u>農村産業法</u>  <u>農村産業法</u>第5条第1項の実施計画が定められている市町村の区域に<u>第4条第2項第4号</u>で規定する農村地域への産業の導入に伴う施設用地（以下「施設用地」という。）に供するための非農用地区域を設定しようとする場合は、当該非農用地区域は、<u>第5条第2項第1号</u>の産業導入地区内に計画的に誘導することを原則とする。また、同条第1項の実施計画が定められていない市町村の区域に<u>施設用地</u>に供するための非農用地区域が</p>	<p>土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第7条第4項に規定する非農用地区域を定める土地改良事業（以下「非農用地関係土地改良事業」という。）を実施する場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）、農地法（昭和27年法律第229号）及び<u>農村地域工業等導入促進法</u>（昭和46年法律第112号。以下「工業導入法」という。）との関係について、あらかじめ、各担当部局と十分調整を行う必要があるので、「土地改良法の一部を改正する法律の施行について（昭和48年2月8日付け48構改B第192号農林事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）」の記の第2の1の(3)のウ及び「土地改良法の一部を改正する法律の運用について（昭和48年2月8日付け48構改B第193号農林省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）」の別紙第1の1の(2)の規定に基づき、その具体的取り扱いを下記によることとしたから、ご了知のうえ非農用地関係土地改良事業の円滑な実施につき遺憾のないようにされたい。</p> <p>第1 非農用地区域の取扱い方針  3 関連制度との調整の考え方  (1) (略)  (2) <u>農業振興地域の整備に関する法律</u>  (3) <u>農村地域工業等導入促進法</u>  <u>工業導入法</u>第5条第1項の実施計画が定められている市町村の区域に<u>工場用地</u>に供するための非農用地区域を設定しようとする場合は、当該非農用地区域は、<u>同条第2項第1号</u>の工業導入地区内に計画的に誘導することを原則とする。また、同条第1項の実施計画が定められていない市町村の区域に<u>工場用地</u>に供するための非農用地区域が定められる場合は、極力同項の実施計画を設定するための<u>工業導入法</u>に規定する所要の手続きを</p>

定められる場合は、極力同項の実施計画を設定するための農村産業法に規定する所要の手続きをとり進めるよう努めるものとする。

## 第2 調整方法

第1の3の関連制度の調整の考え方にに基づき、非農用地関係土地改良事業につき、団体営事業（法第10条第1項の認可に基づき行う土地改良区営事業、法第95条第1項の規定により行う農業協同組合等営事業又は法第96条の2第1項の規定により行う市町村営事業をいう。）、都道府県営事業（法第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第6項若しくは第85条の4第1項の規定による申請に基づく都道府県営事業、法第87条の2第1項に規定する都道府県営事業又は法第87条の3の規定により行う都道府県営事業をいう。）及び国営事業（法第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第6項若しくは第85条の4第1項の規定による申請に基づく国営事業又は法第87条の2第1項に規定する国営事業をいう。）ごとに、それぞれ次により調整を行うものとする。

なお、市町村整備計画の変更に関し次により調整を了した場合は、「市町村が定める農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との調整について」（平成9年12月1日付け9構改C第592号構造改善局長通知）による調整手続を了したものとして取り扱うものとする。

### 1 団体営非農用地関係土地改良事業

- (1) (略)
- (2) 事業適否決定段階における事前調整
  - ア (略)
    - ア (略)
    - イ 当該事業計画のうち非農用地区域に関する事項と実施計画との関係
    - ウ (略)

### 2 (略)

### 3 国営非農用地関係土地改良事業

- (1) 都府県の区域に係るもの
  - ア 地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、

とり進めるよう努めるものとする。

## 第2 調整方法

第1の3の関連制度の調整の考え方にに基づき、非農用地関係土地改良事業につき、団体営事業（法第10条第1項の認可に基づき行う土地改良区営事業、法第95条第1項の規定により行う農業協同組合等営事業又は法第96条の2第1項の規定により行う市町村営事業をいう。）、都道府県営事業（法第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の3第1項の規定による申請に基づく都道府県営事業又は法第87条の2第1項に規定する都道府県営事業をいう。）及び国営事業（法第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の3第1項の規定による申請に基づく国営事業又は法第87条の2第1項に規定する国営事業をいう。）ごとに、それぞれ次により調整を行うものとする。

なお、市町村整備計画の変更に関し次により調整を了した場合は、「市町村が定める農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との調整について」（平成9年12月1日付け9構改C第592号構造改善局長通知）による調整手続を了したものとして取り扱うものとする。

### 1 団体営非農用地関係土地改良事業

- (1) (略)
- (2) 事業適否決定段階における事前調整
  - ア (略)
    - ア (略)
    - イ 当該事業計画のうち非農用地区域に関する事項と農村地域工業等導入実施計画との関係
    - ウ (略)

### 2 (略)

### 3 国営非農用地関係土地改良事業

- (1) 都府県の区域に係るもの
  - ア 地方農政局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、イにお

イにおいて同じ。)は、国営非農用地関係土地改良事業につき、その事業計画(案)を作成するに当たっては、2の(1)及び(2)による調整手続に準ずる手続により調整するものとする。この場合、関係市町村長との協議及び関係農業委員会への通知は関係都府県知事を経由して行うものとする。

イ (略)

(2) 北海道の区域に係るもの

ア 国土交通省北海道開発局長は、国営非農用地関係土地改良事業につき、その事業計画(案)を作成するに当たっては、1の(2)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる事項につき農村振興局長と十分協議するものとする。

イ・ウ (略)

### 第3 事業着工後の取扱い

第2による調整を了して定められた非農用地区域に係る農地等につき、事業計画において定められた用途に供するため換地処分前において当該農地等を転用する場合には、次によるものとする。

なお、当該転用は、当該転用に係る部分を含む一時利用地の指定について審査請求がないとき、又は審査請求があった場合においてそのすべてについて裁決が行われ当該審査請求に係る問題について所要の調整を了したときに限る必要があるので留意されたい。

附 則 (平成28年3月30日付け27農振第2452号)

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月25日付け29農振第1301号)

この通知は、平成29年9月25日から施行する。

いて同じ。)は、国営非農用地関係土地改良事業につき、その事業計画(案)を作成するに当たっては、2の(1)及び(2)による調整手続に準ずる手続により調整するものとする。この場合、関係市町村長との協議及び関係農業委員会への通知は関係都府県知事を経由して行うものとする。

イ (略)

(2) 北海道の区域に係るもの

ア 北海道開発局長は、国営非農用地関係土地改良事業につき、その事業計画(案)を作成するに当たっては、1の(2)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる事項につき農村振興局長と十分協議するものとする。

イ・ウ (略)

### 第3 事業着工後の取扱い

第2による調整を了して定められた非農用地区域に係る農地等につき、事業計画において定められた用途に供するため換地処分前において当該農地等を転用する場合には、次によるものとする。

なお、当該転用は、当該転用に係る部分を含む一時利用地の指定について異議申出がないとき、又は異議申出があった場合においてそのすべてについて決定が行われ当該異議申出に係る問題について所要の調整を了したときに限る必要があるので留意されたい。

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

(新設)